

## 「会社法改正に関する緊急提言」

### 社外取締役の導入促進に逆行する法改正に反対

#### 法律で義務付け明記を求める

2013年11月15日

会社法改正法案が近く国会に提出される見通しだと報じられていますが、政府から提示されている法案骨子は、民主党政権下で取りまとめられた内容のままであり、今年6月に閣議決定された成長戦略「日本再興戦略」に盛り込まれた「社外取締役の導入を促進する」という内容に沿っているとは言えません。

この法案が修正されることなく、このまま成立した場合、「日本は社外取締役の導入義務付けを見送った」というメッセージを世界に向けて発信することになり、安倍晋三内閣の改革姿勢に対する投資家の期待を大きく裏切ることになります。

検討されている、株式公開企業等に「社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告に記載させる」ことは重要ですが、それだけで「社外取締役の導入が促進される」ことにはなりません。

まず、株式公開企業等に対しては「社外取締役を置かなければならない」という法律上の義務付けを原則として明記することが、最低限不可欠です（できれば複数名とすべきです）。そのうえで、「相当でない理由を明記すれば、例外として適用除外にできる」と規定すべきと考えます。

社外取締役については、近年、多くの株式公開企業が導入を進めており、法制審議会の会社法改正要綱案が議論されていた1年半前とは状況が大きく変わっています。時計の針を戻すことなく、日本として向かう方向を明確に示す法律改正となるよう、修正が加えられることを強く求めるものです。

#### 【解説】

##### 1、会社法改正議論の推移

民主党に政権交代した直後の2010年、当時の千葉景子法務大臣が法制審議会に会社法改正を諮問（諮問第91号）。「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治のあり方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」とした。法制審議会会社法部会は2011年12

月に「中間試案」を公表、「社外取締役の1人以上の義務付け」を盛り込んだが、その後、法律による即時かつ一律の義務化に対して経済界の一部から反対論がでたことなどもあり、2012年9月に出された答申からは、義務付けが除外された。

ただ、義務付けを主張する声も多く、「社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとする」という規定が盛り込まれた。また、導入を促すルールを東京証券取引所の規則に盛り込むよう要請するものとされた。

## 2、法制審の答申以降の動き

2012年末に自民党に政権交代すると、企業統治の成長戦略の一環として企業統治の強化などが議論された。6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」にも「会社法を改正し、外部の視点から、社内のしがらみや利害関係に縛られず監督できる社外取締役の導入を促進する（次期国会に提出）」と明記された。

こうした流れの中で、これまで社外取締役の導入に反対していた大企業が6月の株主総会で社外取締役を選任する例などが生じた。

安倍内閣の日本経済再生本部（本部長、安倍晋三首相）が10月1日に本部決定した「成長戦略の当面の実行方針」にも「コーポレートガバナンスの強化」と題して、「少なくとも1人以上の社外取締役の確保に向けて、独立性の高い社外取締役の導入促進等を内容とした会社法改正案を次期臨時国会に提出する」と明記されている。

## 3、社外取締役の導入に投資家が注目する理由

社外取締役に期待される機能は、取締役会に外部の目が入ることによって経営者らの不正を未然に防ごうとする「ブレーキ役」だけでなく、不採算事業の温存など経営判断の先送りに目を光らせ、日本企業の収益性を向上させる「アクセル役」としての機能も期待される。また、経営者が気が付かない外部環境の変化に警鐘を鳴らし、会社の進むべき方向を示す「サイドミラー」や「ナビゲーション」の役割も持つ。つまり自動車であれば、こうした機器がなければ運転することは難しい。社外取締役は必要不可欠な存在と言える。企業の自主対応に委ねればよいとの意見もあるが、会計制度の統一などと同様、共通ルールが必要である。

外国の機関投資家らが期待するのはこうしたアクセル役やサイドミラー役の機能で、社外取締役が加わることによって、日本企業の収益性が改善し、日本経済の再生に貢献するとみている。日本企業の取締役会の「馴れ合い」を打破する突破口になるとして、アベノミクスの象徴的な改革事項とみられており、海外経済メディアなどでしばしば取り上げられている。

4、反社会的勢力との取引が明らかになったみずほ銀行には、社外取締役がいなかったことも問題点として指摘されている。

緊急提言賛同者

代表 久保利英明 弁護士

(以下 50 音順)

門多 文 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会代表理事  
(法人として賛同)

岸 博幸 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

古賀 茂明 元経済産業省大臣官房付

高橋 洋一 嘉悦大学教授

富山 和彦 元産業再生機構専務 COO

原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

ロバート・フェルドマン モルガン・スタンレーMUFJ 証券

日本担当チーフ・アナリスト及び経済調査部長

(注) 特段の記載がない限り、賛同者は、法人としての意見を代表するものではなく、個人としての賛同。

問い合わせ先 高橋亮平 任意団体・万年野党事務局長

[ryohey7654@gmail.com](mailto:ryohey7654@gmail.com) 080-6576-0504

磯山友幸 経済ジャーナリスト (提言の詳細について)

[isoyama@tbt.t-com.ne.jp](mailto:isoyama@tbt.t-com.ne.jp) 080-4131-7320